

介護予防・日常生活支援総合事業について

令和6年3月

高齢福祉課

指定事業者の変更届等の事務手続きにかかる留意事項について

届出提出・受付

(1) 事業所の指定

指定申請書の提出・受付・・・事業開始希望日の前々月の15日まで

(例) 事業開始希望日が3月1日の場合



(2) 事業所の指定更新

指定更新申請書の提出・受付・・・指定有効期間満了日の前々月の末日まで

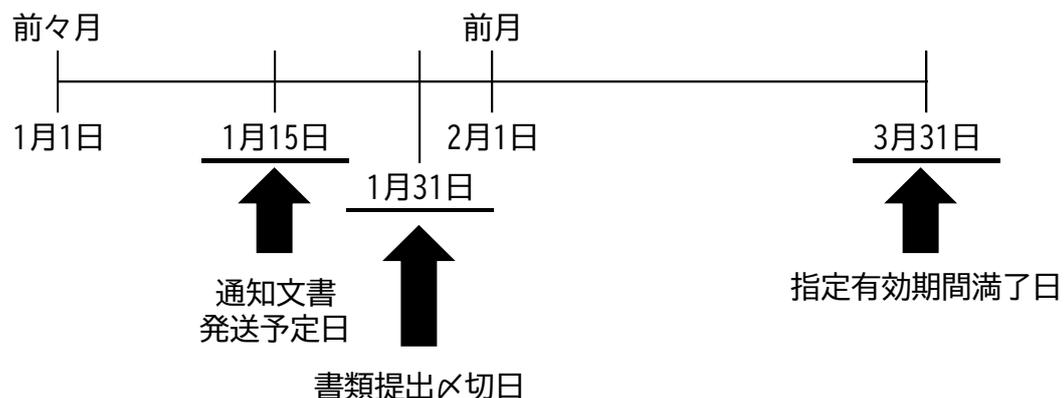
※指定有効期間満了となる事業所には、提出・受付期限の前月の15日前後に通知文書を送付予定。

※なお、指定更新を行うにあたって、他のサービスと合わせて指定更新を行うことができる。その際には、「有効期間をあわせて更新する旨の申出書」と指定更新を行うサービスごとの申請書類の提出が必要。ただし、全く同じ書類の場合は、省略可。

合わせて指定更新を行うことができる対象のサービスは、以下のとおり。

- ・訪問介護相当サービス
 - 指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-①）
 - 訪問介護（県の指定有効期間に合わせる場合のみ）
- ・通所介護相当サービス
 - 体と脳の機能アップ教室（通所型サービスA-①）
 - 足腰機能アップ教室（通所型サービスA-②）
 - 地域密着型通所介護（担当：介護保険課）
 - 通所介護（県の指定有効期間に合わせる場合のみ）

(例) 指定有効期間満了日が3月31日の場合



(3) 事業所変更届

変更届の提出日（提出方法：メール可）

- ・算定する単位数が増加する場合・加算体制を追加する場合：
⇒変更しようとする月の前月の15日まで
- ・算定する単位数が減少する場合・加算体制を廃止する場合：
⇒変更後直ちに
- ・上記以外の場合
⇒変更事由のあった日から10日以内

(4) 事業所廃止（休止、再開）届

廃止（休止、再開）届の提出日（提出方法：メール可）

- ・廃止または休止の場合
⇒廃止または休止する日の1か月前まで
- ・再開の場合
⇒再開した日から10日以内

(5) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算

- ・加算（計画書）の届出・・・4月15日（月）
*計画書に不備がある場合訂正を行う。
 - ・加算の実績報告・・・7月末
*実績で賃金改善がなされていないとき、既に支給された加算の一部もしくは全部を不正受給として返還させること、又は加算を取り消すことがある。
- ★提出先：山口市介護保険課へ1部(提出方法：メールのみ)

届出書の添付書類等

(1) 定員や提供職員の員数の増減時

項目	留意する点
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	厚生労働大臣が定める様式（標準様式6）等の一覧表提出 <u>相当サービスと緩和型サービスは、別作成で提出</u>
サービス提供実施単位一覧表	提供時間が変更した時に提出 <u>相当サービスと緩和型サービスは、別作成で提出</u>
資格証の写し	介護職員等新規者及び異動者分を提出
代表者の変更	登記事項証明書を添付して変更届を提出 役員の氏名及び住所の変更は届出不要
事業所（施設）の管理者の変更	「事業所の管理者の経歴」は不要 ※管理者の氏名（フリガナ）・生年月日・住所及び郵便番号を、変更届の「変更の内容」欄に記載してください。

(2) 設備等面積の変更時

項目	留意する点
平面図（各室ごとの用途・面積を明示）	<p>定員数増の変更時、設備の基準（サービス提供に必要な広さ）を要確認</p> <p>※総合事業の変更がない場合でも、他のサービスの変更時には、利用者の必要な広さの確保が必要</p> <p>（例）県指定の通所介護もしくは、山口市指定の地域密着型通所介護及び総合事業通所介護相当サービスと総合事業通所型サービスA-①、②（緩和型）を一体的に運営しているとき、1人あたり3㎡以上の面積の広さの確保ができているかを確認のこと。</p>

(3) 加算の変更時

項目	留意する点
事業費算定に係る体制等状況一覧表	変更のない項目を含めて○印を記載のこと

- ・介護予防・生活支援サービス事業費算定に係る体制状況一覧表（加算等届）は、第一号事業者変更届出書とともに提出のこと。

緩和型サービスの加算（山口市独自）について

- 居宅内生活支援加算・・・通所型サービス（体と脳の機能アップ教室）のみ算定可
 - ・通所型サービスA-①の送迎時に居宅内において、生活支援を実施した場合、1回200円の加算。
 - ・支援時間は20分以内で、1日の算定は1回のみ。
 - ・あらかじめケアプランに支援内容の記載が必要。
 - ・支援内容は、重たいものの移動（例：買い物を冷蔵庫前や、勝手口までもっていく。）、灯油の継ぎ足し、電球の付け替え、ごみ出し等。

令和6年度介護報酬改定について

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①基本報酬の見直し

訪問介護相当サービス	現行	令和6年4月～	増減
訪問型独自サービス費Ⅰ	週1回程度利用 1,176単位	1,176単位	<u>±0単位</u>
訪問型独自サービス費Ⅱ	週2回程度利用 2,349単位	2,349単位	<u>±0単位</u>
訪問型独自サービス費Ⅲ	週2回を超える利用 3,727単位	3,727単位	<u>±0単位</u>

緩和した基準の 訪問型サービス	現行	令和6年4月～	増減
訪問型独自サービス費 A-①Ⅰ	週1回程度利用 1,011単位	1,020単位	<u>+9単位</u>
訪問型独自サービス費 A-①Ⅱ	週2回程度利用 2,020単位	2,040単位	<u>+20単位</u>
訪問型独自サービス費 A-①Ⅲ	週2回を超える利用 3,205単位	3,240単位	<u>+35単位</u>

通所介護相当サービス	現行	令和6年4月～	増減
通所型独自サービス費1	週1回程度利用 1,672単位	1,798単位	<u>+126単位</u>
通所型独自サービス費2	週2回程度利用 3,428単位	3,621単位	<u>+193単位</u>

緩和した基準の 通所型サービス	現行	令和6年4月～	増減
通所型独自サービス費 A-①1	週1回程度利用 1,338単位	1,460単位	<u>+122単位</u>
通所型独自サービス費 A-①2	週2回程度利用 2,742単位	2,930単位	<u>+188単位</u>
通所型独自サービス費 A-②1	週1回程度利用 1,254単位	1,390単位	<u>+136単位</u>
通所型独自サービス費 A-②2	週2回程度利用 2,571単位	2,800単位	<u>+229単位</u>

②加算及び減算の新設

【共通】

- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1 / 100
 - ・ 業務継続計画未策定減算 所定単位数の1 / 100
- ※業務継続計画未策定減算は、令和7年4月1日より適用開始。

【訪問型サービス】

- ・ 口腔連携強化加算 50単位/回（1月に1回を限度）

【通所型サービス】

- ・ 送迎減算 片道につき、47単位/回
- ・ 一体的サービス提供加算 480単位/月

③現行加算の見直し

【共通】

- ・ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算

⇒介護職員等処遇改善加算に一本化。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳの単位数については下の表のとおり。

令和6年6月1日より適用開始。

介護職員等処遇改善加算	訪問型サービス	通所型サービス
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 245 / 1000	所定単位数の 92 / 1000
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 224 / 1000	所定単位数の 90 / 1000
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 182 / 1000	所定単位数の 80 / 1000
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 145 / 1000	所定単位数の 64 / 1000

介護職員等処遇改善加算Vの単位数については下の表のとおり。
令和7年3月31日まで算定可。

介護職員等処遇改善加算V	訪問型サービス	通所型サービス
介護職員等処遇改善加算V 1	所定単位数の 221/1000	所定単位数の 81/1000
介護職員等処遇改善加算V 2	所定単位数の 208/1000	所定単位数の 76/1000
介護職員等処遇改善加算V 3	所定単位数の 200/1000	所定単位数の 79/1000
介護職員等処遇改善加算V 4	所定単位数の 187/1000	所定単位数の 74/1000
介護職員等処遇改善加算V 5	所定単位数の 184/1000	所定単位数の 65/1000
介護職員等処遇改善加算V 6	所定単位数の 163/1000	所定単位数の 63/1000
介護職員等処遇改善加算V 7	所定単位数の 163/1000	所定単位数の 56/1000
介護職員等処遇改善加算V 8	所定単位数の 158/1000	所定単位数の 69/1000
介護職員等処遇改善加算V 9	所定単位数の 142/1000	所定単位数の 54/1000
介護職員等処遇改善加算V 10	所定単位数の 139/1000	所定単位数の 45/1000
介護職員等処遇改善加算V 11	所定単位数の 121/1000	所定単位数の 53/1000
介護職員等処遇改善加算V 12	所定単位数の 118/1000	所定単位数の 43/1000
介護職員等処遇改善加算V 13	所定単位数の 100/1000	所定単位数の 44/1000
介護職員等処遇改善加算V 14	所定単位数の 76/1000	所定単位数の 33/1000

※なお、従来の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は令和6年5月31日まで算定可。

【訪問型サービス】

・ 同一建物減算

ア 所定単位数の15/100

事業所と同一の建物に居住する利用者50人以上にサービスを行う場合に適用。

イ 所定単位数の12/100

正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く）に適用。

【通所型サービス】

・ 同一建物減算

週1回程度利用で1月につき376単位

週2回程度利用で1月につき752単位

※事業所が送迎を行わない場合については、上記の範囲内で減算。

同一建物減算	現行	令和6年4月～	増減
通所型独自サービス費 A-①1	週1回程度利用 301単位	305単位	<u>+4単位</u>
通所型独自サービス費 A-①2	週2回程度利用 602単位	610単位	<u>+8単位</u>
通所型独自サービス費 A-②1	週1回程度利用 301単位	291単位	<u>-10単位</u>
通所型独自サービス費 A-②2	週2回程度利用 602単位	582単位	<u>-20単位</u>

- ・ 運動器機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算
⇒ 一体的サービス提供加算の新設に伴い、廃止。

(2) 介護予防ケアマネジメント費

①基本報酬の見直し

	現行	令和6年4月～	増減
介護予防ケアマネジメント費	438単位	442単位	<u>+4単位</u>

②減算の新設

- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100
- ・ 業務継続計画未策定減算 所定単位数の1/100

※業務継続計画未策定減算は、令和7年4月1日より適用開始。

(3) その他、留意事項

サービスコード表につきましては、4月中旬頃までには本市ウェブサイトに掲載します。